

業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度 市有建築物バリアフリー化現況調査業務

2 業務の背景・目的

札幌市では、最上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(ビジョン編)(令和4年10月議決)」において、まちづくりの重要概念の1つとして、「ユニバーサル(共生)」を位置付け、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現を目指すこととし、「同(戦略編)」においては、分野横断的に取組む施策として「ユニバーサル(共生)プロジェクト」を設定し、その中で「誰もが円滑に移動することができ、快適に利用できる施設などの整備」を進めていくこととしている。

また、「札幌市バリアフリー基本構想2022(令和4年6月策定)」において、建築物は市内全域を対象に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「法」という。)」及び「札幌市福祉のまちづくり条例(以下「条例」という。)」に基づき、バリアフリー化を推進することを基本方針に掲げている。

このような中で、札幌市の市有建築物については、これまでも順次、バリアフリー化を進めてきたところではあるが、依然としてバリアフリー面での課題を抱えているものも存在していることから、誰もが円滑に移動することができ、快適に利用できる環境を整えるために、さらなるバリアフリー化を進める必要がある。

本業務は、今後バリアフリー改修を予定している市有建築物について、改修内容を整理するため、法及び条例への適合状況を把握することを目的として実施するものである。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年2月28日(金)まで

なお、中間報告書の提出は令和6年9月27日(金)までとする

4 対象施設

市有建築物のうち、別紙に示す69棟

ただし、同一建築物内に複数の施設がある場合、法第2条第19項で定義される特別特定建築物に該当しない部分については、調査対象外とする。

5 業務内容

(1) 現況調査

対象施設が、法の建築物移動等円滑化基準及び移動等円滑化誘導基準、並びに、条例の整備基準及び望ましい基準の各基準（以下「各基準」という。）に適合しているか現況を調査する。また、合わせて写真撮影を行い、実測値を記録するとともに、写真撮影位置を明記した平面図等を作成する。

(2) 移動等円滑化経路等の特定

対象施設において、利用居室、車椅子利用者用便房、車椅子利用者用駐車施設、法の移動等円滑化経路及び視覚障害者移動等円滑化経路、並びに、条例の利用円滑化経路及び視覚障害者利用円滑化経路を特定し、それらを明記した平面図等を作成する。

(3) 各基準の適合判定

対象施設ごとに、各基準への適合状況について判定を行い、調書を作成する。

(4) バリアフリー改修の概算費の算出

適合判定で不適合となった部分ごとに改修方法を設定の上、改修の概算費を算出し、調書を作成する。ただし、構造上等の理由により改修が不可能な場合は、理由等を明記した上で、概算費の算出を行わないこととする。

(5) 業務報告書の作成

上記成果を施設ごとにとりまとめ、業務報告書及びその概要版を作成する。

6 業務責任者

- (1) 業務責任者は、業務担当者に作業内容及び担当職員の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
- (2) 業務責任者は、1級建築士とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

7 貸与資料

業務の実施に当たり、委託者が所有する対象施設ごとの図面データを貸与する。なお、貸与品が必要なくなった場合は、速やかに返却すること。

8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、契約約款に定めるもののほか、

下記の書類を作成し、札幌市に提出しなければならない。

(1) 着手時

ア 業務着手届

イ 業務責任者等指定通知書

ウ 技術者等経歴書（技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。）

エ 業務計画書

(2) 完了時

ア 業務完了届

イ 成果品目録

ウ 成果品

9 成果品

(1) 業務報告書 A4 判製本 1 部

(2) 業務報告書概要版 A4 判 1 部

(3) 業務報告書及び概要版電子データ（CD-R 等） 一式

10 中間報告

(1) 対象施設

別紙の中間報告対象欄に「○」を記載した施設（15 施設）

(2) 中間報告期限

令和 6 年 9 月 27 日（金）

(3) 報告内容

上記対象施設の業務報告書

11 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガ

イドライン指定品を使用すること。

12 その他特記事項

- (1) 受託者は、法及び条例を熟知し、業務を行うこと。
- (2) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。
- (3) 施設訪問にあたり、事前に施設管理者と日程等の調整を行い、訪問時には、施設管理者の指示に従うこと。また、施設の運営中に訪問する場合は、施設利用者及び施設職員等への影響を最小限とするよう努めること。
- (4) 施設訪問中は、常に身分証明書を携行すること。また、施設内においては、作業上必要のない場所へ無断で立ち入らないこと。
- (5) 業務の実施に当たって必要な事項のうち、本書で明記の無い点又は疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

業務の実施に当たって必要な事項について、本書で明記の無い点又は疑義や状況の変化があった場合は、別途、受託者と委託者との協議により内容を変更することができるものとする。

13 委託者担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階南側
札幌市まちづくり政策局ユニバーサル推進室（担当：宮本、菊地）

電話：011-211-2361 FAX：011-218-5109

E-mail：ki.universal@city.sapporo.jp

番号	中間報告対象	施設名称	敷地面積計 (㎡)	延べ床面積計 (㎡)	地上階数	地下階数	建築年度 (西暦)	備考	
1	○	教育文化会館	11622.88	16372.06	4	1	1977		
2		札幌コンサートホール	-	20746.14	3	2	1996		
3	○	市民ギャラリー	2434.54	4224.54	14	1	1982	※(旧)東まちづくりセンター・地区会館は対象外	
4		芸術の森	アートホール	373425.73	5834.11	2	-	1987	
5			クラフト工房	373425.73	1097.54	1	-	1998	
6			センター	373425.73	1855.36	2	1	1986	
7			美術館	373425.73	3369.97	2	-	1990	
8			工芸館	373425.73	1137.42	2	1	1986	
9			佐藤忠良記念子どもアトリエ	373425.73	345.13	-	-	2008	
10			野外ステージ	373425.73	1766.24	-	-	2004	
11	○	はっさむ地区センター	998.42	1263.50	3	-	1993	※西消防署は対象外	
12	○	はちけん地区センター	2335.95	1327.01	2	-	2005		
13	○	星置地区センター・星置まちづくりセンター	2073.23	1320.65	2	-	1996		
14		札幌オリンピックミュージアム	86834.54	5034.43	3	-	1999		
15		札幌市社会福祉総合センター・中央老人福祉センター・長生園	6010.93	9742.19	5	1	1989	※保育センター・ひとり親家庭支援センターは対象外	
16		あけぼの荘	2178.87	2638.26	2	-	1990		
17		東老人福祉センター	2000.05	1677.72	2	-	1993		
18		白石老人福祉センター	2693.77	1265.23	2	-	1981		
19		厚別老人福祉センター	2818.06	1563.99	2	-	1991		
20		豊平老人福祉センター・中の島児童会館	2500.00	1645.09	2	-	1987		
21		清田老人福祉センター	2145.62	1187.08	2	-	1998		
22		西老人福祉センター	2399.02	1702.52	2	-	1982		
23		手稲老人福祉センター	1999.98	1292.55	2	-	1990		
24		菊寿園	1652.89	1833.59	5	-	1970	※菊水乳児保育園は対象外	
25		琴寿園	1975.00	1515.09	2	-	1978		
26		保健所・夜間急病センター・地域生活支援センターさっぽろ	2043.14	6552.96	5	1	2003		
27		東健康づくりセンター・東保健センター	1945.00	2805.00	3	1	1986		
28		サッポロさとらんど	さとらんどセンター	595073.29	3849.58	2	-	1994	
29			さとらんど交流館	595073.29	1993.01	1	-	2003	
30			こども動物園(リスザルドーム、ドサンコの森、ビーバーの森)	224780.00	554.94	1	-	1980	
31			モンキーハウス	224780.00	454.09	1	-	1984	
32			カンガルー館	224780.00	267.37	1	-	1989	
33			動物科学館	224780.00	922.48	1	-	1991	
34			熱帯鳥類館	224780.00	676.26	2	-	1995	
35			動物園センター(附属棟含む)	224780.00	1392.74	2	-	1998	
36			チンパンジー館	224780.00	301.67	1	-	2000	
37			展望レストハウス	224780.00	290.00	2	-	2006	
38			エゾシカ・オオカミ舎	224780.00	597.06	2	-	2008	

番号	中間報告対象	施設名称	敷地面積計 (㎡)	延べ床面積計 (㎡)	地上階数	地下階数	建築年度 (西暦)	備考		
39		円山動物園	は虫類・両生類館	224780.00	645.00	1	1	2011		
40			寒帯館	224780.00	540.19	1	-	2012		
41			高山館	224780.00	392.50	1	-	2012		
42			熱帯雨林館	224780.00	943.68	1	-	2012		
43			カバ・ライオン館	224780.00	1780.78	2	1	2015		
44			キリン館	224780.00	971.76	2	-	2015		
45			ホッキョクグマ館(新館)	224780.00	1419.50	2	-	2017		
46			ゾウ舎	224780.00	4117.51	2	-	2018		
47			第一レストハウス	224780.00	280.73	1	-	1992		
48			円山公園第一駐車場	224780.00	18706.00	1	1	1995		
49			モエレ沼公園	ガラスのピラミッド	1038925.87	6665.54	3	-	2003	
50				中央広場駐車場施設	1038925.87	2891.06	1	-	2001	
51				ミュージックシェル	1038925.87	60.88	1	-	1996	
52			青少年科学館	7374.05	10074.69	4	1	1981		
53	○	中央図書館	9994.94	9048.70	3	2	1991	※札幌市埋蔵文化財センターは対象外		
54		新琴似図書館	1500.01	1177.03	2	-	1981			
55		元町図書館	1486.30	1205.44	2	-	1984			
56		東札幌図書館	1530.31	1202.20	2	-	1997			
57		曙図書館	2260.26	1200.20	2	-	1987			
58	○	円山まちづくりセンター・円山地区会館・円山児童会館	1915.57	977.48	2	-	1994			
59	○	麻生まちづくりセンター・麻生地区会館・北老人福祉センター・麻生児童会館	3471.90	2338.26	2	-	1986			
60	○	菊水まちづくりセンター・菊水地区会館	1040.04	715.74	2	-	1993			
61	○	月寒屋外競技場	46760.78	1226.80	3	-	1986			
62		中島体育センター	-	4658.77	3	1	1980			
63	○	平岸霊園管理事務所	276939.39	735.36	1	-	1988			
64		円山西町児童会館	-	480.80	2	-	1994			
65	○	幌北児童会館	710.07	491.25	2	-	1990			
66	○	丘珠たから児童会館	1303.07	475.25	1	-	1988			
67	○	月寒児童会館	700.02	499.00	2	-	1991			
68		西岡高台児童会館	1200.01	471.87	1	-	1992			
69	○	円山バスターミナル	3152.00	2926.00	2	1	1976			